

船舶事故調査報告書

平成30年4月18日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（灯浮標）
発生日時	平成29年10月5日 18時42分ごろ
発生場所	明石海峡航路 江崎灯台から真方位037° 1.3海里付近 （概位 北緯34° 37.4′ 東経135° 00.6′）
事故の概要	貨物船進宝丸は、北西進中、明石海峡航路中央第2号灯浮標に衝突した。
事故調査の経過	平成29年10月12日、主管調査官（神戸事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	貨物船 進宝丸、199トン 135971、進明汽船有限公司（船舶所有者）、神協海運株式会社（運航者）
乗組員等に関する情報	船長、五級（航海） 航海士、五級（航海）
負傷者	なし
損傷	本船 右舷中央部外板に擦過傷 灯浮標 頭部架台に曲損等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮流 北西流、流速 約5.2ノット（kn）
事故の経過	本船は、船長及び航海士ほか1人が乗り組み、法定灯火を表示し、潮流の影響を受けて約15knの速力（対地速力、以下同じ。）で、兵庫県東播磨港に向けて明石海峡航路東側出入口付近を北西進していた。 本船は、船長が、航路に入る手前で航路内に他船がないことを確認し、昇橋した航海士に操船を任せて一旦降橋し、再度昇橋したところ、明石海峡航路中央第2号灯浮標（以下「本件灯浮標」という。）に接近している状況に気付き、慌てて自動操舵から手動操舵に切り換えて右舵一杯としたが、本件灯浮標に衝突した。 航海士は、夜間の明石海峡航路の通航経験が豊富であったが、本事故時、船首方に目を向けていたものの、本件灯浮標の灯光に気付いていなかった。
分析	本船は、北西流約5.2knの状況下、明石海峡航路を北西進中、航海士が、船首方に目を向けていたものの、周囲の見張りを適切に行っていなかったことから、本件灯浮標の灯光に気付かずに航行を続け、本件灯浮標に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、北西流約5.2knの状況下、明石海峡航

	<p>路を北西進中、航海士が、船首方に目を向けていたものの、周囲の見張りを適切に行っていなかったため、本件灯浮標の灯光に気付かずに航行を続け、本件灯浮標に衝突したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 航路内では周囲に目を配り、航路標識までの距離を判断するなど、常時適切な見張りを行うこと。